

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(反対売買による決済) 第15条 (略) 2～5 (略) 6 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項若しくは第4項、<u>第16条第4項、第16条の2第5項、第24条、第24条の2第2項若しくは第3項、第24条の3、第24条の4第2項、第26条第1項から第3項まで、第37条の2、第47条第2項又は第56条第3号の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</u> (受渡しによる決済の制限) <u>第15条の2 受渡しによる決済において、渡方として受渡しを行うことができるのは、適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者をいう。以下同じ。）が事業として行う場合に限るものとする。</u> (ガソリン及び灯油の受渡しによる決済) 第16条 (略) 2 売方である委託者は、以下のとおり行うものとする。 (1) 当月限納会日の前営業日の午後4時まで（<u>第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時までに、当該売付けを受渡しにより行うことを保証する書面等及び出荷依頼書等を受託取引参加者に差し入れるとともに登録番号（消費税法第57条の2第4項に定める登録番号をいう。以下同じ。）を受託取引参加者に通知するものとする。ただし、受託取引参加者は、売方の委託者より出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として預託を受けることができる。</u> (2) (略) (3) 受託取引参加者が適当と認める者にあつては、第1号の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午	(反対売買による決済) 第15条 (略) 2～5 (略) 6 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項若しくは第4項、<u>次条第4項、第16条の2第4項、第24条、第24条の2第2項若しくは第3項、第24条の3、第24条の4第2項、第26条第1項から第3項まで、第37条の2、第47条第2項又は第56条第3号の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</u> (新設) (ガソリン及び灯油の受渡しによる決済) 第16条 (略) 2 売方である委託者は、以下のとおり行うものとする。 (1) 当月限納会日の前営業日の午後4時まで（<u>前条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時までに、当該売付けを受渡しにより行うことを保証する書面等及び出荷依頼書等を受託取引参加者に差し入れるものとする。ただし、受託取引参加者は、売方の委託者より出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として預託を受けることができる。</u> (2) (略) (3) 受託取引参加者が適当と認める者にあつては、第1号の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午

後4時まで、出荷依頼書等を受託取引参加者に差し入れるとともに登録番号を受託取引参加者に通知することができる。

3 (略)

4 受託取引参加者は、納会日の前営業日の午後4時まで（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時までに、委託者が売方である場合にあっては第2項第1号に定めるものを受託取引参加者に差し入れないとき又は登録番号を受託取引参加者に通知しないとき、委託者が買方である場合にあっては前項第1号に定めるものを受託取引参加者に差し入れないときは、当該日時以降（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、受託取引参加者が定める日時までにこれらのものを受託取引参加者に差し入れないとき又は登録番号を受託取引参加者に通知しないときは、当該日時以降）の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

5 (略)

6 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）するものについて以下のとおり行うものとする。

(1) 買方である委託者に対しては、受渡日の前営業日までに当社の商品市場における受渡しにおいて受領した出荷依頼書等を交付するとともに、受渡しを終了したときは、適格請求書（エネルギー受渡細則第13条の2第1項第1号及び中京石油受渡細則第10条の2第1項第1号に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）を速やかに交付しなければならない。

(2) (略)

(3) 売方である委託者に対しては、当社の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡代金及び受渡代金に係る消費税に相当する金額（以下本条において「受渡代金等」という。）について、遅滞なく交付するとともに、精算書（エネルギー受渡細則第13条の2第1項第2号及び中京石油受渡細則

後4時まで、出荷依頼書等を受託取引参加者に差し入れることができる。

3 (略)

4 受託取引参加者は、納会日の前営業日の午後4時まで（前条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時までに、委託者が売方であるときは第2項第1号に定めるもの、委託者が買方であるときは前項第1号に定めるものを受託取引参加者に差し入れないときは、当該日時以降（前条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、受託取引参加者が定める日時までにこれらのものを差し入れないときは、当該日時以降）の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

5 (略)

6 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）するものについて以下のとおり行うものとする。

(1) 買方である委託者に対しては、受渡日の前営業日までに当社の商品市場における受渡しにおいて受領した出荷依頼書等を交付しなければならない。

(2) (略)

(3) 売方である委託者に対しては、当社の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡代金及び受渡代金に係る消費税に相当する金額（以下本条において「受渡代金等」という。）について、遅滞なく交付しなければならない。

第10条の2第1項第2号に規定する精算書をいう。以下同じ。）を速やかに交付しなければならない。

7 (略)

8 第2項第1号の通知を行った委託者が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、当該委託者は、受託取引参加者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

9 第2項第1号の通知を行った委託者が、適格請求書発行事業者でなくなった場合であって、同号の登録番号の通知に対応する受渡決済が未了であるときは、当該通知がされなかったものとみなす。

10 受託取引参加者は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（消費税法第30条第9項に規定する電磁的記録をいう。第16条の2第14項において同じ。）を提供することができる。

11 (略)

(軽油の受渡しによる決済)

第16条の2 (略)

2・3 (略)

4 売方である委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時まで（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時まで）に、登録番号を受託取引参加者に通知するものとする。

5 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号の一に該当する場合にあっては、当月限納会日の前営業日の午後4時以降（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、当該指示日時以降）の売買立会において、当該各号の取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 売方である委託者が前項に規定する日時までに登録番号を受託取引参加者に通知しないときは、当該取引

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

7 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

(軽油の受渡しによる決済)

第16条の2 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号の一に該当する場合にあっては、当月限納会日の前営業日の午後4時以降（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、当該指示日時以降）の売買立会において、当該各号の取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

1 1 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）するものについて以下のとおり行うものとする。

（１） 買方である委託者に対しては、受渡しを終了したときは、適格請求書を、速やかに交付しなければならない。

（２） 売方である委託者に対しては、受渡しを終了したときは、精算書を、速やかに交付しなければならない。

1 2 第４項の通知を行った委託者が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、当該委託者は、受託取引参加者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

1 3 第４項の通知を行った委託者が、適格請求書発行事業者でなくなった場合であって、同項の登録番号の通知に対応する受渡決済が未了であるときは、当該通知がされなかったものとみなす。

1 4 受託取引参加者は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することができる。

1 5 （略）

（委託手数料）

第１７条 委託者は、取引が成立した場合（第１４条第１項、第１５条第３項、第４項若しくは第５項、第１６条第４項、第１６条の２第５項、第２４条、第２４条の２第２項若しくは第３項、第２４条の３、第２４条の４第２項、第２６条第１項から第３項まで、第３７条の２、第４７条第２項又は第５６条第３号の規定による取引の処分を含む。）及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。

（取引の処分通知）

第２３条 第１９条第１項の規定は、第１４条第１項、第１５条第３項若しくは第４項、第１６条第４項、第１６条の２第５項、次条、第２４条の２第２項若しくは第３項、第２４条の３、第２４条の４第２項、第２６条第１項から第３項まで、第３７条の２、第４７条第２項又は

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

1 0 （略）

（委託手数料）

第１７条 委託者は、取引が成立した場合（第１４条第１項、第１５条第３項、第４項若しくは第５項、第１６条第４項、第１６条の２第４項、第２４条、第２４条の２第２項若しくは第３項、第２４条の３、第２４条の４第２項、第２６条第１項から第３項まで、第３７条の２、第４７条第２項又は第５６条第３号の規定による取引の処分を含む。）及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。

（取引の処分通知）

第２３条 第１９条第１項の規定は、第１４条第１項、第１５条第３項若しくは第４項、第１６条第４項、第１６条の２第４項、次条、第２４条の２第２項若しくは第３項、第２４条の３、第２４条の４第２項、第２６条第１項から第３項まで、第３７条の２、第４７条第２項又は

第56条第3号の規定による処分について準用する。

2 (略)

(一任売買等の禁止)

第25条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第4項、第16条の2第5項、第24条、第24条の2、第24条の3、前条第2項、次条第1項から第3項まで、第37条の2、第47条第2項又は第56条第3号の規定により処分する場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

附 則

1 この改正規定は、令和5年10月1日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 委託者は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第16条第2項第1号及び第16条の2第4項の規定の例により、受託取引参加者に通知をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた通知は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

第56条第3号の規定による処分について準用する。

2 (略)

(一任売買等の禁止)

第25条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第4項、第16条の2第4項、第24条、第24条の2、第24条の3、前条第2項、次条第1項から第3項まで、第37条の2、第47条第2項又は第56条第3号の規定により処分する場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)